

47. ノルウェー (NO)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
47 ノ ル ウ ェ ー (N O)	1	Utlegnings Skrift 特許出願公告明細書	ノルウェー語	週 刊	1968 ~	115000 ~		番 号 順
		特許発明明細書	ノルウェー語	週 刊	1997.3 ~	300000 ~		番 号 順
	2	Patent Meddelt Patenter 特許発明明細書	ノルウェー語		1923 ~ 1968 ~	(旧法) 113564 (新法) 115000 ~ (旧法) 37211 ~ 148369		特 許 番 号 順
	3	Norsk Tidende for det Industrielle Rottsvern Del : Patenter 特許公報	ノルウェー語	週 刊	1923 ~ 1991	36463 ~		発行日順
4	Norsk Patenttidende 特許公報	ノルウェー語	週 刊	1992 ~			発行日順	

概 要	備 考
<p>1. フロントページ (1) 書誌的事項、発明の名称、発明の要約、主要図面 (2) 識別コード「B」が付されている。</p> <p>2. 次ページ移行 クレーム、明細書及び図面</p> <p>3. 付与後異議制度（300000～）</p>	<p>1974年まではIPCとドイツ特許分類を併記していたが、1975年移行はIPCのみ使用。</p> <p>1. 種 類 (1) 発明特許 (2) 秘密特許（国防に関する）</p> <p>2. 存続期間 1 - (1)、(2).....出願日から20年。（1968年1月1日以前は17年）</p> <p>3. 審 査 新規性判断の審査主義を採用し、その基準は内外国公知公用、内外国刊行物としている。</p> <p>4. 公告・異議申立（公告日から9ヶ月以内）制度あり。</p> <p>5. 1979年法改正によりノルディック特許制度廃止。</p> <p>6. 1968年1月1日法改正により公開制度を採用し、出願後18ヶ月で公開される。なお、当館では公開資料として特許公報（抄録欄）（整理番号3）がある。</p> <p>7. 実施義務 特許付与日から3年、かつ出願後4年以内。</p>
<p>1. フロントページ (1) 書誌的事項、発明の名称、発明の要約、主要図面 (2) 識別コード「C」が付されている。 但し、公告明細書に「C」（45）PATENT MEDDLT及び特許日を朱印で押印されたものと、「C」PATENTの表示のものがある。</p> <p>2. 次ページ以降 クレーム、明細書及び図面</p>	
<p>1. 一般事項 (1) INIDコードの説明 (2) 料金表</p> <p>2. 出願公開「A」 分類別目次 （分類、公開番号、書誌的事項）</p> <p>3. 出願公告「B」 分類別目次 （分類、公告番号、書誌的事項）</p> <p>4. 特許「C」 分類別目次 （分類、特許番号、書誌的事項）</p> <p>5. 移転、名称変更リスト</p> <p>6. 各種処分リスト （拒絶、取下げ、放棄）</p>	

47. ノルウェー (NO)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
47 ノ ル ウ ェ ー (N O)	5	Norsk Tidende for det Industrielle Rettsvern Del : Mondtre 意匠公報	ノルウェー語	月 2 回	1971 ~ 1991			発行日順
	6	Norsk M nstertidende 意匠公報	ノルウェー語	月 2 回	1992 ~			発行日順
	7	Norsk Tidende for det Indrstrielle Rettsvern Del : Manstre 商標公報	ノルウェー語	週 刊	1923 ~ 1989		1990 ~ 1991	発行日順
	8	Norsk Varemerketidende 商標公報	ノルウェー語	週 刊	1992 ~			発行日順
	9	Regidter over Norske Patentere 特許索引	ノルウェー語		1923 ~			年 別
	10	Registrerte Monstre 意匠索引	ノルウェー語		1971 ~			年 別
	11	Registrerte Varemerker 商標人名索引	ノルウェー語		1923 ~			年 別
	12	Klasselog Under Klasser 特許分類表	ノルウェー語	不 定	1952 ~			年 別

概 要	備 考
1. 一般事項 料金表等 2. 出願番号順意匠ひな型見本 3. 登録番号順リスト (登録番号、登録日、出願番号、公報の掲載号数) 4. その他 権利の移転、存続期間延長リスト等	存続期間 1970年10月1日法施行により出願日から5年。 但し、5年毎で最長15年まで延長可能。
1. 一般事項 料金表 2. 公告番号順商標見本 3. 登録番号順商標見本 4. 更新登録リスト 5. 各種変更リスト (移転、名称、住所、代理人変更等)	1. 存続期間 登録日から10年。但し、10年毎に更新できる。 2. 公告・異議申立(公告日から2ヶ月以内) 3. 1959年7月1日より国際商品分類(1~34分類)を採用、 1961年法でサービスマーク(35~42分類)を使用。 4. 事業廃止の時は、取り消すことができる。
1. 一般事項 2. アルファベット順権利者名索引 (権利者名 特許番号、分類、出願番号) 3. 分類別索引 (分類 特許番号、権利者名、副分類) 4. 現存特許権リスト	
1. 年刊分類別、各国別、登録件数 2. アルファベット順権利者名索引 (権利者名 登録番号)	
1. 分類別登録件数 2. 国別各種統計数 3. アルファベット順権利者名索引 (権利者名 登録番号)	
発明の対象となるものを各類(1~89分類)別に細目まで示す。	